

那覇空港調査連絡調整会議開催要領 改正(案)比較表

改正前	改正後
<p>1 会議の目的</p> <p>本会議は、那覇空港が抱える課題と対応策について、国と地域が連携して、調査の透明性を確保しつつ、幅広い合意形成を図りながら総合的な調査を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図り、もって本調査の円滑かつ効率的な推進に資することを目的とする。</p> <p>2 連絡調整事項</p> <p>(1) 那覇空港の総合的な調査の内容及び進め方に関すること</p> <p>(2) 那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集の<u>進め方</u>に関すること</p> <p>3 構成</p> <p>会議は、<u>次の者</u>で構成する。</p> <p><u>内閣府沖縄総合事務局開発建設部長</u> <u>国土交通省大阪航空局飛行場部長</u> <u>沖縄県企画開発部長</u></p> <p>4 会議</p> <p>会議は必要に応じ開催する。</p> <p>会議には、内閣府沖縄振興局職員及び国土交通省航空局職員が出席できる。</p>	<p>1 会議の目的</p> <p>本会議は、那覇空港が抱える課題と対応策について、国と地域が連携して、調査の透明性を確保しつつ、幅広い合意形成を図りながら総合的な調査を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図り、もって本調査の円滑かつ効率的な推進に資することを目的とする。</p> <p>2 連絡調整事項</p> <p>(1) 那覇空港の総合的な調査の内容及び進め方に関すること</p> <p>(2) 那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集の<u>実施等</u>に関すること</p> <p>3 構成</p> <p>会議は、<u>別表1の者</u>で構成する。</p> <p><u>会議には幹事会を設け、別表2の者</u>で構成する。</p> <p>4 会議</p> <p>会議は必要に応じ開催する。</p> <p>会議には、内閣府沖縄振興局職員及び国土交通省航空局職員が出席できる。</p>

付則

この要領は平成15年9月16日から施行する。

付則

平成17年3月4日一部改正

別表1

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省大阪航空局飛行場部長

沖縄県企画開発部長

別表2

内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾環境技術指導官

国土交通省大阪航空局飛行場部次長（平成17年度新設）

沖縄県企画開発部参事